

平成26年2月12日

**弊社製品の類似商品製造販売業者に対する  
訴訟提起に関するお知らせ**

弊社製品「ピブレス」に酷似した商品が出回っている件につき、弊社といたしましては、事実関係に基づき当該製造販売業者に対し警告文書を送付し、製造販売行為の中止を要求いたしました。

しかしながら、同社がその後も同商品の製造販売を継続していることに鑑み、このたび、同商品の製造販売、展示等の行為は、混同惹起行為であり不正競争防止法第2条第1項第1号に該当するため、同法第3条第1項に基づき、同社に対する同商品の製造販売、展示の差止請求訴訟を東京地方裁判所へ提起いたしました。

本件につきましては、お取引先各位、並びに医療施設関係者の皆様方には、大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますが、なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上